

地域密着型介護老人福祉施設じょんのび慈運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人玉成会が開設するユニット型指定介護老人福祉施設じょんのび慈（以下、「ホーム」という）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「指定介護老人福祉施設の人員、設備、及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、入所者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 ホームは、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下、「ユニット」という。）ごとにおいて【施設サービス計画】に基づき、入所者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築きながら自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

(施設の名称)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

- (1)名称 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護じょんのび慈(いつくしみ)
- (2)所在地 新潟県糸魚川市大字大野 3250 番地

(職 員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に表示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- | | | |
|-----|---------|---------------------|
| (1) | 管理者 | 1名 |
| (2) | 医師 | 1名（非常勤） |
| (3) | 生活相談員 | 1名 |
| (4) | 介護支援専門員 | 1名 |
| (5) | 介護職員 | 12名以上 |
| (6) | 看護職員 | 1名以上（1名は機能訓練指導員と兼務） |
| (7) | 栄養士 | 1名 |
| (8) | 機能訓練指導員 | 1名（兼務） |
| (9) | 調理員 | 2名以上 |

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は、別紙職務分担表によることとする。

- (1) 管理者は、施設の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。
 - (2) 医師は、入所者及び職員の診察、健康管理および保健衛生指導に従事する。
 - (3) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら〔施設サービス計画書〕を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入所者の満足度を確保する。
 - (4) 生活相談員は、入所者の生活相談、面接、身上調査並びに入所者処遇の規格及び実施に関することに従事する。又常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
 - (5) 介護職員は、入所者の日常生活の介護、援助に従事する。
 - (6) 看護職員は、入所者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
 - (7) 栄養士は、献立作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
 - (8) 機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
 - (9) 調理員は、給食業務に従事する。
- 2 職員は、別に定める「介護マニュアル」「食事援助マニュアル」「感染症対策マニュアル」「転倒防止対策マニュアル」を遵守することとする。
- 3 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

(定 員)

第6条 ホームの入所定員は、29名とする。

- 2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることはない。

(施設サービス計画の作成と開示)

第7条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した【施設サービス計画書等】の原案を作成し、それをホーム入所者に対して面接の上説明し文書により合意を得るものとする。

2 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて閲覧できるものとする。

3 上記の記録は、契約終了後2年間保存しなければならない。

(サービスの提供)

第8条 施設は、サービスの提供にあたっては、入所者又はその家族に対して、【施設サービス計画書】に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面接の上、説明を行わなければならない。又、【施設サービス計画書】を基本としてサービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録と連携)

第9条 施設は、【施設サービス計画書等】に則って行ったサービス提供の状況やその折の入所者の反応および家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携するものとする。

2 施設は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(居室及びユニット)

第10条 ホームが提供する一の居室は原則個室とし、施設が提供する居室は【重要事項説明書】に記載するとおりとする。

2 ユニット数は、3とする。

3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

4 1ユニットの定員はおおむね10人（9人）以下とする。

(共同生活室)

第11条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの入所者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造となっている。

2 入所者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう共同生活室に簡易な調理設備が設置されている。

(入 浴)

第12条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。但し、入所者に傷病があったり、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

(排 泄)

第13条 入所者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない入所者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第14条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第15条 食事は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、次の通りとする。

(1) 朝食 午前7時00分より

(2) 昼食 午後0時00分より

(3) 夕食 午後6時00分より

3 医師の処方箋による特別食は、【別紙】に定める料金で提供するものとする。

(送迎)

第16条 入所者の入所及び退所時には、入所者の希望、状態により自宅まで送迎を行う。

2 送迎を行う通常の実施地域は、原則として糸魚川地区とする。

(相談、援助)

第17条 入所者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第18条 入所者の心身の状態等に応じて、入所者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(社会生活上の適宜の供与等)

第19条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、入所者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。

2 入所者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者が行うことが困難である場合は、申し出及び同意に基づき、ホームが代わって行うことができる。

3 入所者の希望により、要介護認定の更新や、再認定の代行業務を行う。

(介護)

第20条 上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の入所者の状態に合わせ、【施設サービス計画書】にそって提供するものとする。

(リネン交換)

第21条 毎週一回午前中に、居室のリネン交換を行うこととする。その他、汚れた時に随

時交換を行う。

(理美容サービス)

第 22 条 【重要事項説明書】に記載する理美容師の来園日に、入所者のご希望に合わせて【別紙】に定める料金にて提供することとする。

(健康保持)

第 23 条 医師又は看護職員は、別紙【健康管理基準書】に則り、常に入所者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(金銭等管理代行)

第 24 条 金銭等管理は【別紙】に定める料金でホームが管理の代行を行うこととする。

(入院期間中の対応)

第 25 条 入所者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに一か月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後 1 か月しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、入所者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるように、入所者又は家族と協議して定めるものとする。

(入院中における住居費の取り扱い)

第 26 条 介護保険負担限度額の第 2 段階から第 4 段階の入所者は、入院中において居住費のみ負担することとする。

第 2 から第 4 段階全て日額 2,066 円とする。ただし、外泊時費用が発生する入院後 1～6 日までは外泊時費用のみの算定とし、ここでの居住費は、入院後 7 日目からの算定とする。

(緊急時の対応)

第 27 条 身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員はナースコール等で入所者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 入所者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行うものとする。

(利用料)

第 28 条 利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスである場合は、利用者の介護保険負担割合証に基づく負担割合を用い計算する。これを本人負担額とす

る。その他に、居室及び食事代、日常生活費、入所者の選択によりかかるサービスの料金の支払いを受けることとする。

- 2 事業者は、利用料のうち、介護保険関係法令の変更等により、介護報酬の告示上の額に変更があった場合、変更することができるものとする。
- 3 事業者は、利用料のうち、介護保険給付対象外のサービスに係る料金については、経済状況の著しい変化ややむを得ない事由がある場合、料金の変更ができるものとする。変更する場合には、契約者に対して、変更予定日の 1 ヶ月前までに説明し、文書により同意を得るものとする。
- 4 理美容代及び本人負担が適当と認められる日常生活費の額は、重要事項説明書記載の利用料とする。
- 5 利用料は暦月によって、月額利用料を毎月支払うものとし、利用開始又は利用終了に伴って 1 か月に満たない期間を利用した場合等は、日割り計算によって計算するものとする。
- 6 入所者は、月額利用料を口座振替で支払うものとする。

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第 29 条 入所者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることも深く認識し、ホームの秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第 30 条 入所者は、外出または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、ホームへ帰着する予定日時等を管理者に届出るものとする。

(面 会)

第 31 条 入所者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。管理者は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(健康留意)

第 32 条 入所者は、努めて健康に留意するものとする。ホームで行う健康診断は特別の理由がない限り、これを受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生保持)

第 33 条 入所者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

- 2 入居にあたって、感染症、害虫の館内持込防止等環境衛生保持のため、衣類・家具等持込品については、事前に指定業者による殺虫・消毒処理を受けなければならない。

3 管理者、医師、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。

- (1) 衛生知識の普及、伝達
- (2) 原則年2回の全館防虫防鼠消毒及び年1回の大掃除
- (3) その他必要なこと

(感染症対策)

第34条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね月に1回開催する。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、前号の対策委員会にて随意見直すこと。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会を定期的に開催すること。
- (4) その他関係通知の遵守、徹底

(介護事故発生時の対応及び防止)

第35条 入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はこれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
- 5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修をおこなうものとする。

(館内の禁止行為)

第36条 入所者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 健康増進方の精神に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で、ホームもしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外へ持ち出すこと。

(事業所の入退所)

第 37 条 事業所の入居者は、あらかじめ定めた日時に入所し、利用期間が満了したときは速やかに退所するものとする。

2 入所及び対処の時間は、原則として次の各号に掲げるものとする。

(1) 入所時間 午後 3 時

(2) 退所時間 午前 10 時

3 入所者は、利用期間中に利用の中止又は利用期間等を変更する必要があるときは、直ちに管理者へ届出るものとする。

(秘密の保持)

第 38 条 施設は、業務上知り得た契約者、入所者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

2 職員は業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(災害、非常時への対応)

第 39 条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び入所者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも 6 ヶ月に 1 回は実施する。

3 入所者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

4 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第 40 条 事業者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

2 職員は、入所者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接入所者の身体に侵害を与える行為
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
- (5) 食事を与えないこと
- (6) 入所者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (7) 乱暴な言葉使いや入所者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること
- (9) 性的な嫌がらせをすること
- (10) 当該入所者を無視すること

(身体拘束等)

第 41 条 ホームは、入所者の身体拘束は行わない。万一、入所者又は他の入所者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「入所者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。

(虐待の防止のための措置)

第 42 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) (1) ～ (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(利用資格)

第 43 条 施設の利用資格は、要介護認定にて要介護（介護予防短期入所生活介護事業所利用の場合は要支援）と認定され、本施設の利用を希望する方であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる入所者及びその他法令により入所できる方とする。

2 厚生労働省制定の緊急度判定基準において対象者と認定され、ホームの入居判定委員会にて入居と判断された者で、居室の状況に適応する方より入居する。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第 44 条 利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及びその家族及び連帯保証人に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書及び契約書別紙を交付して説明を行い、入所申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第 45 条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、管理者が入所者と協議の上決定するものとする。

2 入所者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。

3 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

(葬儀等)

第 46 条 死亡した入所者に葬儀を行う方がいないとき及び遺留金品がある場合は、管理者は老人福祉法第 11 条第 2 項の規定を準用し、市と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行うものとする。

(苦情対応)

第 47 条 入所者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について入所者又は家族に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、別紙【設備苦情・相談解決制度】に記載された通りである。

(介護サービス情報の公表)

第 48 条 社会福祉法第 24 条等及び介護保険法に則り、社会福祉法人玉成会が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

(委 任)

第 49 条 この規程の施行上必要な窓口については、管理者が別に定める。

(改 正)

第 50 条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人玉成会理事会の議決を経るものとする。

附則

(施 行)

この規程は平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 1 月 15 日から施行する。

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。